

訪問医療事業部 虐待防止のための指針

1. 虐待の防止に関する基本的考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為に該当することもある許されざる行為である。当事業部は、虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、利用者の権利利益の擁護を実現する。

2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

- (1) 事業所内に、虐待防止検討委員会(以下 委員会)を設置する。
- (2) 本委員会の運営責任者は、当事業部長とし、各ステーション事業所所長及び管理者を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下 担当者)」とする。
- (3) 関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議体と一体的に行う場合があり、また他のサービス事業者等と連携して委員会を開催する場合がある。
- (4) 委員会の開催に当たってはテレビ電話装置等を活用する場合がある。
- (5) 委員会は、月1回の定期的開催と、虐待被疑事件が発生した場合等の適宜開催とする。
- (6) 委員会の議題は担当者が定める。具体的には以下の事項について協議するものとする。
 - イ 委員会その他事業所内の組織に関すること
 - ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ホ 従業者が虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- (7) 委員会で得た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図る。

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該訪問型サービス事業所等における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。

- (1) 定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。
- (2) 研修の実施内容については、記録等を保管する。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合、虐待等を受けたと思われる利用者を発見した時は、委員会担当者の相談の上、関係機関と連携を図る。状況に応じ市町村・地域包括支援センターや、虐待防止センターに報告し、その要因の除去に努める。
- (2) 虐待が起きたことが明らかな場合や、被害が深刻であるなど緊急性が高い場合は、速やかに関係機関との相談連携及び、市町村・地域包括支援センターや、虐待防止センター、警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。その際、委員会にも並行して相談・連絡・報告する。
- (3) 客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず厳正に対処する。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 職員等が利用者への虐待を発見した場合、委員会 担当者に報告する。虐待者が委員会 担当者本人であった場合は、他の上席者に相談する。
- (2) 相談・報告を受けた場合、委員会 担当者は速やかに委員会に報告する。
- (3) 状況に応じ関係機関との相談連携、緊急性が高い場合等状況に応じ市町村・地域包括支援センターや、虐待防止センターに報告する。
- (4) 相談者や通報者の特定に資する情報は保護され、虐待者等に知られてはならない。
- (5) 客観的な事実の経過、相談・報告内容等の記録を作成し保管する。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待防止や権利擁護の観点から、状況に応じ関係機関と相談連携し、利用者又はご家族に対して成年後見制度を活用することを説明し、その求めに応じ市町村等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、委員会に報告し、以後、委員会 担当者が対応する。
この時、通報者氏名等を聞かれても開示してはならない。
- (2) 苦情相談に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益
が生じないよう細心の注意を払う。
- (3) 対応の流れは、上述の「第5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」
に依するものとする。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、当事業部職員が自由に閲覧できる場所に設置している他、利用者又はご家族、関係機関がいつでも自由に閲覧できるようにホームページにも掲載する。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

上述の「第3 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修の他、各市町村等により提供される情報収集や研修等にも参画し、利用者の権利擁護とサービスの質の低下させないよう常に研鑽を図る。